

Subject: 98-03-06, 勸告書

内閣總理大臣 橋本 龍太郎 殿
1998 年 3 月 6 日 日本辯護士聯合會 會長 鬼追 明夫

當聯合會は、日本政府に 對し、以下のとおり 勸告する。
なお、當聯合會は、1997 年 7 月 3 日付け 日辯聯總第 34 號において、臺灣の 元「從軍慰安婦」について 日本政府に 眞相解明、謝罪、賠償等被害回復のための立法解決を 早急に 検討するよう 勸告したところであるが、今回、「從軍慰安婦」とされた 女性及びこれを 支援する 人：で 構成された リラ・ピリピーナほか 4 團體から 當聯合會人權擁護委員會に 人權救済申立があり、前記勸告後、事態に 改善が見られないので、再度勸告する 次第である。

[勸告の 趣旨]

第 2 次世界大戰中に 行われた 「從軍慰安婦」とされた 女性に 對する 加害行爲は、國家・軍の 關與のもとに 行われたものであり、元「從軍慰安婦」たちの 人格的價値を 否定し、人間の 尊嚴を 犯した 行爲である。

元「從軍慰安婦」に 對して、財團法人「女性のための アジア 平和國民基金」(以下「國民基金」という)が、「償い金」を 交付する 事業を 實施しているが、この「償い金」の 交付は 法的賠償ではなく、その 交付だけでは 不十分である。

國民基金は、韓國、臺灣、フィリピンその他の 國：において「從軍慰安婦」及びその 支援團體の 支持を 十分には 受けられておらず、國民基金による「償い金」を受領した 被害者の中にも、その 不十分さを 指摘する 聲がある。

そこで、日本政府は、政府として 法的責任を 明確にした 上、被害者に 謝罪を 表明し、適正・可能な 被害回復のための 補償措置を 含む 立法解決を 早急に 検討すべきである。

[勸告の 理由]

別紙調査報告書のとおり。

<別紙> 1996 年度第 9 號人權救済申立事件 從軍慰安婦國家賠償請求事件調査報告書

1998 年 2 月 13 日
日本辯護士聯合會人權擁護委員會

事件番號 1996 年度第 9 號
申立人 LILA-PILIPINA(フィリピン)
共同代表 Amonita Balajadia
財團法人臺北市婦女救援社會福利事業基金會(臺灣)
理事 Henry K. M. Chuang Hu, Tai-Li
韓國挺身隊問題對策協議會(韓國)
共同代表 尹貞玉 李效再 成鳳熙
社團法人太平洋戰爭犠牲者遺族會(韓國)
會長 海元
Stichting Japan Ereschulden (Foundation of Japanese Honorary Debts)
(オランダ)
會長 S. A. Lapre, RMWO
相手方 日本政府

上記申立人の 人權侵犯救済申立事件に 對する 調査結果

第 1, 結論

本件申立については、人権救済のため、以下のとおり 勧告することを 相当とする。

第 2 次世界大戦中に 行われた 「従軍慰安婦」とされた 女性に 對する 加害行為は、國家・軍の 關與のもとに 行われたものであり、元 「従軍慰安婦」 の 女性たちの 人格的價値を 否定し、人間の 尊嚴を 犯した 行為である。

この 元 「従軍慰安婦」 に 對して、財團法人 「女性のための アジア 平和國民基金 (アジア 女性基金)」 (以下 「國民基金」という) が、「償い 金」 を 交付する 事業を 實施しているが、この 「償い 金」 の 交付は 法的賠償ではなく、その 交付だけでは 不十分である。

國民基金は、韓國、臺灣、フィリピンその 他の 國：において 「従軍慰安婦」 及びその 支援團體の 支持を 十分には 受けられておらず、國民基金による 「償い 金」 を 受領した 被害者の中にも、その 不十分さを 指摘する 聲がある。

そこで、日本政府は、政府として 法的責任を 明確にしたうえ、被害者に 謝罪を 表明し、適切・可能な 被害回復のための 補償措置を含む 立法解決を 早急に 検討すべきである。

第 2、申立の 内容

1、申立の 趣旨

第二次世界大戦中に、日本軍により 「従軍慰安婦」として 人権を 侵害された アジアの 女性に 對する 國民基金による 「償い 金」 の 交付は、従軍慰安婦とされた 女性及びその 支援團體が 反對の 意思を 明らかにしており、「償い 金」 の 實施を 強行することは 「従軍慰安婦」とされた 女性らの 「尊嚴と 名譽」 を 著しく 毀損し、新たな 人権侵害となるので、「償い 金」 の 交付の 實施を 速やかに 取り止め、國聯人権委員會の クマラスワミ 勧告等に従って、政府が 法的責任に 基づき 個人補償の 實施をするよう 日韓聯勸告等を 求めるというものである。

2、申立の 内容

(1) 日韓聯が 1995 年 1 月に 公表した 「従軍慰安婦」 問題に 關する 提言 (同年 6 月補充説明書) は、日本政府の 法的責任を 明確にしている。この 中で 「従軍慰安婦」 にされた 女性が 性的奴隷であること、戦争犯罪の 被害者であること、國際法上も 個人補償などを 要求する 権利があることを 明確にしている。

(2) 日韓聯のみならず、1994 年 2 月に 國聯 NGO の 國際友和會 (IFOR) が、1994 年 11 月に 國聯 NGO の 國際法律家委員會 (ICJ) が、1995 年 1 月に 韓國の 大韓護士協會がそれぞれ、「従軍慰安婦」 が 被害者であり、日本政府が 法的に 個人補償をするべきであるという 見解を 公表している。

(3) さらに、1996 年 2 月、國聯人権委員會の 女性に 對する 暴力に 關する ラディカ・クマラスワミ 特別報告者による 軍事性奴隷に 對する 調査報告書が 公表され、4 月 19 日、國聯人権委員會にて 承認された。この 報告書は、「従軍慰安婦」 が 軍事的奴隷であること、日本政府が 國家による 個人補償などの 措置をするよう 求めている。

1996 年 3 月、ILO 専門委員會は 被害者が 性的奴隷であり、強制労働禁止條約に 違反するという 判断をし、政府に 個人補償を 支拂うよう 求めている。

このように 日本政府が 法的な 責任を 果たすべきことを 國の 内外からも 勧告され 續けている。

(4) しかし、日本政府は、「従軍慰安婦」 については 國の 關與を 認めたが、法的な 責任がないこと、個人に 對する 補償については 全く 行う 必要がないことを 繰り返している。

また、政府が 法的責任を 否定したまま、民間による 國民基金を通じて 政府が 責任の 回避を 積極的に行い、また、最近ではこれを 政府が 實施しているかのごとく 内外に 虚偽の 宣傳をしている 状況にある。

(5) 「従軍慰安婦」とされた 被害者たちは 國民基金による 金銭の 交付を 拒否することを 公表している。國民基金は、日本政府の 法的責任を 回避させるための 便法であり、誠意ある 態度ではなく、國民基金の 強行的な 實施は 被害者の 名譽や 尊嚴を 侵害し、混亂を 巻き 起こすことは 避けられない。

(6) したがって、クマラスワミ 報告や、日韓聯が 「従軍慰安婦」 につき 提言したように 政府は 法的責任を 認め、個人に 對する 補償をするべきであり、「従軍慰安婦」とされた 女性の 名譽を 害するような 虚偽、不誠實な 対応をしないよう 國民基金を利用して 法的責任の 回避をすることを 直ちにやめるように 勧告等適切な 處置を 求めるものである。

第 3, 調査内容

1, 申立人について

申立人らは 前記のとおり, いずれも アジアの 地域で 「従軍慰安婦」とされた 女性及びこれを 支援する 人: で 構成され, 日本政府の 法的責任や 個人補償を 求めて 活動している 団体である.

2, 国民基金について

政府は, 1993 年 8 月, 「従軍慰安婦」に 日本軍が 関与し, 強制したという 事実を 認めた 官房長官談話, 1994 年 8 月首相談話をへて, 国民的な 償いのための 基金設置への 支援を 発表した. それを受けて, 1995 年 7 月 19 日に 財団法人が 設立されて, 国民に 對して 基金への 募金を 開始した. 1996 年 6 月に 基金が 4 億円を 超えた.

1996 年 7 月に 国民基金は, 第 1 グループ 3 カ 國・地域について 償い 金一律 200 万円, 医療・福祉の 個人支援事業 10 年で 7 億円規模実施を 決定. 8 月 14 日 フィリピンで 認定された 4 人の 元 「従軍慰安婦」に 「總理の手紙」・ 償い 金を 交付し, 活動を 開始した. 1996 年 1 月 11 日韓国で 7 人の 元 「従軍慰安婦」に 償い 金を 交付した. しかしながら, 臺灣に 對する 償い 金の 交付は 申立人や 政府, 國民黨, 民進黨, 進黨が 立法解決を 求めていることから 一人の 受領者も 出ていない. このような 経過で, 実施された 国民基金は, 1997 年 9 月現在で フィリピン 25 名, 韓国で 7 名に 交付したにとどまっている.

3, 国民基金に 對する 動向

申立人らは 国民基金は, 申立人らが 最初から 一貫して 要求している 真相究明・ 公的謝罪・ 國家賠償を 巧妙に 免れるために 設置されたものであり, 「償い 金」の 実施を 強行することは 従軍慰安婦とされた 女性らの 「尊嚴と 名譽」を 著しく 毀損し, 新たな 人権侵害となるとして, その 受け 取りを 拒否している. 各國においてその 取り 組みが 異なるが, 臺灣においては, 申立人らの 団体のみならず 臺灣政府も 国民基金に 反對の 立場を 發表し, 90 パーセントを超える 立法委員が, 1996 年 12 月に 日本政府が 法律制定によって 「従軍慰安婦」問題の 解決に 當たるよう 要求する 書面を 日本の 首相と 衆参兩院議員に 提出している. 臺灣では 政府から 生活補助金が 被害者に 支給されているが, 今年 1 月に 補助金が 毎月 15, 000 元に 値上げされた. さらに, 今年 8 月には, 臺灣で 民間基金を 募り, 約 1 億 6 千万円を 集めて, 国民基金の 一時金 (200 万円) に 相當する 額を 被害者たちに 渡しており, そのため 現在にいたるも 一名の 受領者も 現れていない. 韓国では 政府が 「従軍慰安婦」に 對する 生活安定支援金を 25 万 ウォンから 50 万 ウォンに 増額し, 韓国の 申立人ら 団体は 市民聯帶の 募金を 呼びかけ 五億五千万 ウォンを 集め, 一人あたり 約 350 万 ウォンを 分配している. そのため, 勸告では 今年 1 月に 7 人が 国民基金を 受領した 後, 国民基金の 受領者が 現れていない. フィリピンでは, 臺灣, 韓国のように 政府からの 被害者支援制度がなく, 医療費や 家族の 生活費に 苦慮している 状況があり, 申立人団体の 一つである リラ・ピリピーナに 所屬している 被害者からも 25 名中 16 名の 受領者が 出ている. このような 經濟的事情から フィリピンでは 受領者が 25 名と 外の 2 カ 國に 比べて 多いが, それでも 名乗り 出た 被害者が 160 名もあり, 受領者は 壓倒的に 少數である. しかし, 今後増えることが 豫想され, リラ・ピリピーナは 被害者の 国民基金の 受領は 否定しないものの, 国民基金には 反對であることをを 繰り返して 表明している. 国民基金が フィリピンでも 支持されているわけではない.

これ 以外の 國の 動きとして, 7 月 28 日の 新聞報道によれば, 米下院議員の リビンスキー 議員ら 超黨派の 議員 17 名が, 25 日に 日本政府による 謝罪と 補償を 求める 決議案を 下院に 提出したとされる.

第 4, 判斷

1, 国民基金による 「償い 金」の 支拂いは 各國の 被害者の 反發を 買うなどしており, 被害者や 支援団体に 十分な 支持を 得られていないのが 現状であり, フィリピンをのぞく 韓国, 臺灣兩政府は 態度に 違いがあるものの 国民基金の 推進には 消極的である.

2, 日瓣聯は、既に明らかにしている提言(1995年1月, 6月), 世界女性會議における會長發言(1995年9月), クマラスワミ報告書に對する會長聲明で、國民基金が日瓣聯の提言を満足させるものではないこと, 眞相解明, 公的謝罪, 被害者個人への賠償, 歴史教育の徹底等の實現に向け取り組む立場を明確にしている.

3, 日瓣聯は、1997年7月3日、臺灣從軍慰安婦について、日本政府に眞相解明と謝罪, 賠償等被害回復のための立法解決を早急に検討するよう勸告した(事件番號 95年 36 號) .

4, 「從軍慰安婦」問題は臺灣だけの問題ではなく、國民基金が各國の被害者の支持を得られていない現状を認識し、再度日本政府に立法解決の方策をとるよう勸告すべきある.

5, よって、第 1, 結論のと通りの勸告が相當である.

[トップページ](#)[前のページ](#)